

災害時における物資提供等に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）と株式会社ウオロク（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食料品、日用品等（以下「物資」という。）の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の提供等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時において物資の提供及び緊急避難場所を必要とするときは、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有し、又は調達できる物資を甲に提供すること。
- (2) 市民が三条市内にある乙の店舗駐車場を緊急避難場所として使用すること。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請ができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、乙が保有し、又は調達できる範囲内で、優先的に物資を甲に提供する等の必要な措置をとるものとする。

（物資の運搬、引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行った上、引渡しを受けるものとする。

- 2 乙が物資の引渡しのために店舗以外の場所に物資を運搬する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬に係る費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用は甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第7条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに代金等を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく物資の提供等に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國定 勇人

乙 新潟市中央区鏡二丁目14番13号
株式会社 ウオロク
代表取締役社長 葛見 久則